

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について

* 令和7年4月1日現在 こども家庭庁調査
(令和4年は厚生労働省の調査結果 同年4月1日時点)

1 放課後児童クラブの実施の有無

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
実施市町村数(割合)	1,634 (93.9%)	1,629 (93.6%)	5
[全市町村数]	[1,741]	[1,741]	[0]

注1: () 内は、全市町村数に対する割合である。

注2: 「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

2 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化に伴う条例改正の状況

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
条例改正を実施済み	799 (48.9%)	649 (39.8%)	150
条例改正を実施予定	45 (2.8%)	5 (0.3%)	40
条例改正の予定なし	690 (42.2%)	832 (51.1%)	▲ 142
検討中	100 (6.1%)	143 (8.8%)	▲ 43

注1: 本項目は、従うべき基準の参酌化(令和2年4月1日施行)に伴う条例改正の状況について集計したものである。

注2: () 内は、各項目の放課後児童クラブ実施市町村数(令和7年:1,634、令和4年:1,629)に対する割合である。

注3: 「設備運営基準」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のことをいう。以下同じ。

(参考) 条例改正を実施予定、予定なし、検討中の場合における市町村としての課題に感じているもの(複数回答)

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
ア 放課後児童支援員の配置及び数 (設備運営基準第10条第1項及び第2項)	284 (34.0%)	-	-
イ 放課後児童支援員の資格 (設備運営基準第10条第3項)	138 (16.5%)	-	-
ウ 職員の専従要件 (設備運営基準第10条第5項)	72 (8.6%)	-	-
エ 認定資格研修修了に係る経過措置 (設備運営基準附則第2条)	60 (7.2%)	-	-

注: () 内は、2において条例改正を実施予定、予定なし、検討中を回答した市町村数(令和7年:835)に対する割合である。

3 設備運営基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の参酌化に伴う条例の規定状況(複数回答)

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
放課後児童支援員の配置及び数 [第10条第1項及び第2項]	67 (4.1%)	64 (3.9%)	3
放課後児童支援員の資格 [第10条第3項]	104 (6.4%)	11 (0.7%)	93
職員の専従要件 [第10条第5項]	11 (0.7%)	2 (0.1%)	9
認定資格研修修了に係る経過措置 [附則第2条]	698 (42.7%)	622 (38.2%)	76

注1: 本項目は、従うべき基準の参酌化に伴う条例改正による規定状況について集計したものである。

注2: () 内は、各項目の放課後児童クラブ実施市町村数(令和7年:1,634、令和4年:1,629)に対する割合である。

注3: 放課後児童支援員の資格[第10条第3項]の条例改正の内容としては、当該資格に職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に認定資格研修を修了することを予定している者を含む事例がみられた。

4 設備運営基準と異なる規定を設けている場合の状況

(1) 放課後児童支援員の配置及び数(設備運営基準第10条第1項及び第2項)

① 規定の内容

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
放課後児童支援員の1人配置を可とする	47 (70.1%)	46 (71.9%)	1
放課後児童支援員を置かず、補助員の2人以上配置を可とする	4 (6.0%)	5 (7.8%)	▲ 1
補助員の1人配置を可とする	3 (4.5%)	7 (10.9%)	▲ 4
その他	13 (19.4%)	6 (9.4%)	7

注: () 内は、3において設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和7年:67、令和4年:64)に対する割合である。

② ①の規定を認める条件(複数回答)

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
利用児童が20人未満の事業所	19 (28.4%)	26 (40.6%)	▲ 7
夕方等の特定の時間帯	11 (16.4%)	13 (20.3%)	▲ 2
土曜日等の特定の曜日	9 (13.4%)	11 (17.2%)	▲ 2
その他	39 (58.2%)	22 (34.4%)	17
特段の制限は設けていない	8 (11.9%)	6 (9.4%)	2

注: () 内は、3において設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和7年:67、令和4年:64)に対する割合である。

③ 安全確保策の規定状況

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
条例で規定	11 (16.4%)	12 (18.8%)	▲ 1
施行規則、要綱、通知等で規定	34 (50.7%)	46 (71.9%)	▲ 12
その他	22 (32.8%)	6 (9.4%)	16

注：()内は、3において設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和7年:67、令和4年:64)に対する割合である。

(2)放課後児童支援員の資格(設備運営基準第10条第3項)

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
設備運営基準と異なる基礎資格を規定	16 (15.4%)	6 (54.5%)	10
放課後児童支援員認定資格研修の受講義務無し	10 (9.6%)	6 (54.5%)	4

注：()内は、3において設備運営基準第10条第3項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和7年:104、令和4年:11)に対する割合である。

(3)職員の専従要件(設備運営基準第10条第5項)

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
放課後児童支援員及び補助員が原則専任でなくても可とする	6 (54.5%)	0 (0.0%)	6
原則専任だが、兼務規定を設備運営基準より幅広くしている	5 (45.5%)	2 (100.0%)	3

注：()内は、3において設備運営基準第10条第5項と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和7年:11、令和4年:2)に対する割合である。

(4)認定資格研修修了に係る経過措置(設備運営基準附則第2条)

(市町村数)

区分	令和7年	令和4年	増減
令和7年4月1日時点で延長している	374 (53.6%)	-	-

注：()内は、設備運営基準附則第2条と異なる内容を規定していると回答した市町村数(令和7年:698)に対する割合である。